

介護保険事業所様 各位

神奈川県指定調査機関  
コモンズ 21 研究所

### 介護サービス情報公表調査の守秘義務と個人情報等の原本確認について

この度は、調査にご協力いただきまして有難うございます。さて、本調査は、介護保険法第〇条に基づき、実施させていただきます。調査員は秘密保持義務を厳守するとともに、その違反に際しては、公務員と同様の罰則が適用されます。以下、神奈川県からの通知を転載させていただきますので、何卒、訪問調査へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

#### **神奈川県事務連絡 一部抜粋**

調査を行う者は、神奈川県知事又は指定調査機関に所属し、神奈川県知事が作成する調査員名簿に登録された調査員であり、介護保険法の規定に基づく秘密保持義務があるとともに、当該義務違反があった場合には、みなし公務員として、地方公務員とみなした罰則の適用がなされることとなる。

また、本調査では、利用者ごとの記録等の事実確認は、「原本を確認する」ことが定められております。また、本調査は法令に基づき実施されているもので、介護保険法第〇条及び個人情報第 16 条第 3 項第 1 号（下記参照）の適用外条項により、個々の利用者様等の予めの同意を得ていただく必要はありません。

調査員は利用者様等の個人情報等を調査時に閲覧させていただきます。その旨をご了解のうえ、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

#### **個人情報保護法 一部抜粋 （利用目的による制限）**

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用 目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに 伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

##### **一 法令に基づく場合**

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難なとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

— 以下省略